

<発災直後の対応>

1 発災



2 学校へ参集

- 受水槽の栓を2か所閉栓(外部からの汚物を入れない)
- ・学校に近く、駆け付けられる人に依頼
- ※避難所開設時は、近隣の区職員が対応



3 校庭に避難誘導

- 避難住民を校庭に誘導・一時避難
- ※PTA、町会役員等の方々の協力を得る。



4 受入準備・安全確保

- 学校敷地内及び周辺の被災状況の把握
- 体育館の被災状況の把握
- ※鍵・機械警備(シビリアン警備保障)解除
- ※危険個所に、ロープ及び表示



本部へ連絡 << 本部:小岩事務所 (3657-1101) >>

YES

避難住民の受入

NO

5 避難住民の受入・体育館等への誘導

- 危険物の除去・スペースの確保
- ①体育館・ランチルーム
- ②図書室・専科教室
- ③各教室

○高齢者・乳幼児・負傷者の誘導

○救護所(保健室)の設置

○仮設トイレの設置

- 立ち入り制限の表示
- 電気・ガス・水道等の閉栓

※開放しない場所

- ・校長室・職員室
…災害対策本部
- ・給食室・家庭科室・主事室
…炊き出し
- ・理科室、図工室
…危険物あり

6 テント設置 (校庭)

7 避難所の維持

- 学校周辺及び校内の被災状況確認
- 負傷者の確認、保護(名簿作成)
- 本部へ連絡

- 避難住民への協力依頼
 - ・指定場所以外での火気使用禁止
 - ・迷惑行為禁止
 - ・避難住民の名簿作成

8 代表者会議

- 避難所の維持・管理
 - ・町会ごとの役割分担等
 - ・町会役員、避難住民による各種対応班編成

9 情報収集・提供

- 本部・防災タブレットからの情報収集

10 広域避難場所への移動検討

- 周囲の状況を見ながら協議・決定
 - ・避難指定場所の確認
 - ・救援物資
 - ・応援要員
 - ・病院の状況
 - ・避難の必要性
 - ・周辺地域の状況